

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について（平成28年度緊急薬価改定）

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）が、平成28年厚生労働省告示第397号をもって改正され、平成28年11月24日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 改正の概要について

- (1) 近年、一部の抗がん剤など単価が高く、市場規模の極めて大きな薬剤が登場しており、これらの中には、効能・効果の追加や用法・用量の拡大により当初の想定を超過、大幅に市場が拡大するような薬剤が見られる。このような大幅に市場が拡大する薬剤は、従来2年毎の薬価改定で、再算定を行ってきたが、薬価収載の時期によって、再算定を受けるまでの期間が2年を超える場合があり、今般、緊急的に薬価の見直しを行う必要があること。
- (2) これを踏まえ、「平成28年度緊急薬価改定の基準」（平成28年11月16日中央社会保険医療協議会了承）に基づいて薬価の引下げを行ったものであること。

2 保険請求上の取扱いについて

本改正における改定後の薬価は、平成29年2月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

(参考)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部改正  
（平成29年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	改定前薬価	改定後薬価
4291427A1024	オブジーボ点滴静注 20mg	20mg 2 mL 1 瓶	150, 200	75, 100
4291427A2020	オブジーボ点滴静注 100mg	100mg 10mL 1 瓶	729, 849	364, 925